

# NPO 法人 RES 留学規約書

## 第1章 総則

### 第1条 留学契約

NPO 法人 RES（以下、「当団体」と言います。）とお申込者（以下、「お客様」と言います。）との間の留学契約（以下、「本契約」と言います。）については本約款でさだめるところによります。ただし、当団体がお客様との間で書面により別途特約を結んだときは、その特約を優先します。

### 第2条 定義

- (1) 「留学契約」とは、お客様が当団体の指定する研修施設及び宿泊施設を利用して留学プログラムに参加し、お客様が当社に対しその授業料及び利用料を支払う契約を指します。
- (2) 「留学プログラム」とは、お客様が当団体の指定する研修施設及び宿泊施設に到着後、当団体が準備したプログラムに参加し、研修施設及び宿泊施設の利用を終了するまでの一連の工程を指します。
- (3) 「到着日」とは、研修施設及び宿泊施設が存在する国への到着日を指し、申込書に記載します。

## 第2章 契約の成立

### 第3条 契約の申込・契約の成立

- (1) 本契約を申し込むお客様は、当団体所定の申込書（以下、「申込書」と言います。）に必要事項を記入の上、当団体またはその代理人に提出いただき、申込金として留学費用の一部に当たる40,000円（非課税）を当団体指定口座に入金いただきます。
- (2) 本契約は、当団体が契約の締結を承諾し、申込金の受領を確認した時に成立します。
- (3) 当団体は、前項の規定に関わらず、書名による特約をもって、留学料金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることができます。この場合、契約の成立時期は申込書に記載します。
- (4) 当団体はお客様の要望により、当団体が提携するクレジットカードおよびクレジット販売契約により、別に定める提携会社の規約に従って、留学料金の支払いを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は本条2及び3項の規定に関わらず、クレジットカード決済の承認がおりたとき、または信販契約の審査が終了したときとします。

## 第4条 申込拒否事由

- (1) 当団体は、次に定める事由が認められるときは、申込をお断りする場合があります。
- ①申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当団体及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当団体が認めた時。
  - ②お客様が未成年者である等の理由により、留学契約の申し込みについて法定代理人の同意が必要な場合に、その同意がない時。
  - ③保証人がいない時。
  - ④お客様が希望する留学プログラムに空きがないなど、留学プログラム参加が困難であると当団体が認めた時。
  - ⑤お客様の過去の既往症または現在の心身の健康状態から、お客様が留学プログラム参加に不適切であると当団体が認めた時。
  - ⑥現地の治安状況その他の事情により、当団体が留学プログラムの参加に障害があると判断した時。
  - ⑦留学プログラムの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当団体が判断した時。
  - ⑧お客様の申込みを承諾することが、留学プログラムの目的または趣旨等にたりし、適切でないかと当団体が判断した時。
  - ⑨お客様のクレジットカードもしくはお客様と提携会社とのクレジット販売契約による支払いにて留学契約を締結しようとする場合に、お客様の有するクレジットカードが無効である時、またはクレジット販売契約の審査が通過しない時。
  - ⑩お客様が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力（以下、「反社会的勢力」と言います。）であると当社が判断した時、または反社会的勢力であったと判断した時。

## 第3章 留学料金

### 第5条 留学料金に含まれるもの

- (1) 留学手配料金
- (2) 料金に明示したプログラム参加料金・滞在施設宿泊料金・食事料金等
- (3) 料金に明示した空港出迎えまたは送迎等の料金
- (4) 送金手数料

### 第6条 留学料金にふくまれないもの

前条に定める費用以外の費用は、留学料金に含まれません。必要な費用はお客様御自身で御用意ください。以下含まれないものを例示します。

- (1) 移動費用, 交通費
- (2) 航空運賃
- (3) 渡航手続取扱料金
- (4) 空港施設使用料, 空港税
- (5) 空港送迎費
- (6) 検疫料
- (7) 燃油サーチャージ
- (8) 海外旅行傷害保険料金
- (9) 医療費
- (10) クレジット販売契約ご利用の際のクレジット手数料
- (11) 個人的性質の諸費用 (電話料金, 通信費, クリーニング代, 食事代, 遊興費等)
- (12) 査証 (ビザ) 代金
- (13) SSP 費用
- (14) 出入国税

## 第4章 留学料金内訳

### 第7条 留学料金内訳

留学プログラムは、包括料金契約となるためその内訳は明示いたしません。

### 第8条 支払時期・方法と費用の変更

- (1) 申込者は、本規約の各条項に定められた、申込金、留学費用等の支払いを当団体が指定する期日までに当団体指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金してください。この場合の振込手数料等の支払に必要な費用はお客様に負担して頂きます。
- (2) 指定の期日までに料金が入金されない場合、当団体は、留学プログラムへの参加をお断りすることがあります。
- (3) 次の場合には、当団体は、その差額だけ各種費用・代金を増額または減額することがあります。増額の場合には、差額をお客様に負担して頂きます。
  - ①為替相場が著しく変動した場合
  - ②現地税制が改定された場合
- (4) 前項の増額の請求によりお客様が解約をされる場合には、第12条の規定に従い、所定の返金手続を行います。

## 第5章 契約の変更

### 第9条 到着日の変更

- (1) お客様は、当団体に対し書面により到着日の変更を申し出ることができます。この場合、当団体が書面により当該変更申出を承諾したときに、到着日について変更がなされます。
- (2) 到着日の変更を希望される場合には、可能な限りお客様のご要望に添えるように努力しますが、変更の申出を当団体が承諾できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 到着日の変更に伴い、当団体に損害が生じる場合には、お客様に損害額を請求させて頂くことがあります。
- (4) 到着日変更に伴い、為替が著しく変動するなどの要因が生じた場合には、当団体は当初の留学料金を変更し、差額を請求することがあります。

### 第10条 その他の事由による契約内容の変更

- (1) 研修施設及び宿泊施設の定員、各種交通機関のスケジュールの変更または改正などの事由により、当団体からお客様に伝達した日程、研修施設、宿泊施設、その他留学プログラム内容等が変更されることがありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 前項の変更に伴い費用が増加した場合には、増加した費用を請求させて頂く場合がございます。

### 第11条 申込の撤回

お客様との契約が、通信販売その他特定商取引法の適用を受ける場合には、お客様は次のとおり、契約の申込を撤回することができます。

- (1) お客様がお申込をし、別紙留学プログラム申込書および本約款（契約書面）をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により申込の撤回を行うことができます。
- (2) 申込の撤回は、当該撤回に関わる書面を発した時にその効力を生じます。
- (3) 上記申込の撤回があった場合には、当団体はお客様に損害賠償または違約金の支払請求をいたしません。
- (4) 上記申込の撤回があった場合、当団体が既に金銭を受領している場合には、速やかにその返金をいたします。

### 第12条 契約の解約

- (1) お客様は、到着日までの間は、書面により当社に対し解約の申入れをし、いつでも留学プログラムを解約することができます。
- (2) お客様が留学契約を解約した場合には、当団体に対し、別表に定める料金を当社指定の口座に振込送金する方法で支払って頂きます。この場合、振込手数料はお客様に負担して頂きます。

- (3) 当社がお客様から既に料金を受領している場合には、当社は前項のお金を控除した残金を、お客様指定の金融機関口座に振込送金する方法で返金します。ただし、振込手数料は、お客様に負担して頂きます。

### 第 13 条 当社による解除

- (1) お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は、催告の上、本契約を解除することができます。
- ①お客様から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき。
  - ②お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがされないとき。
  - ③お客様が当団体に届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
  - ④お客様が本契約または別途定める研修施設及び宿泊施設の各種規則に違反しているとき。
  - ⑤その他、当団体が契約を解除することが適当であると認めたとき。
- (2) 前項に基づき、当団体が契約を解除した場合、お客様に第 12 条 2 項に定める料金を支払って頂きます。
- (3) 当団体が既に代金を受領している場合には、その手続は第 12 条 3 項に従います。
- (4) 本状により当団体が契約を解除した場合に、当団体はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

### 第 14 条 当団体による無催告解除

- (1) お客様が次の各号の一に該当する場合、当団体は催告することなく、留学契約を解除することができるものとします。
- ①お客様が、破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき。
  - ②お客様が死亡、所在不明、または 2 週間以上にわたり連絡不能となったとき。
  - ③お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
  - ④お客様が反社会的勢力であると認められるとき、または反社会勢力であったとみとめられるとき。
  - ⑤お客様自らまたは第三者を利用して、当団体または他のお客様に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
  - ⑥当団体もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき。
  - ⑦お客様が自らまたは第三者を利用して、当団体または他のお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。
  - ⑧お客様が自らまたは第三者を利用して、当団体の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき。

- ⑨その他当団体がやむをえない事由があるとみとめたとき。
- (2) 前項に基づき、当団体が契約を解除した場合、お客様に第12条2項に定める料金を支払って頂きます。
  - (3) 当団体が既に代金を受領している場合には、その手続は第12条3項に従います。
  - (4) 本条により当団体が契約を解除した場合には、当団体はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

## 第6章 責任

### 第15条 免責事項

当団体は、次の各号の一に該当する場合にお客様に生じた損害の賠償責任を負いません。

- (1) お客様に留学プログラム開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合。
- (2) お客様により留学プログラムまたは到着日が変更された場合。
- (3) 研修施設、宿泊施設、その他の内容がお客様に適合しない場合。
- (4) 当団体の責によらない事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日が変更された場合。
- (5) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他これに準ずる事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日が変更、またはキャンセルされた場合。
- (6) 研修施設または宿泊施設外で損害が生じた場合。
- (7) その他当社の責に帰すべき事由がなくお客様に損害が生じた場合。

### 第16条 クレジットカードによる支払およびクレジット購入契約について

- (1) お客様のクレジットカードまたはお客様と提携会社とのクレジット購入契約により支払を行う場合、本契約が解約・解除されると、上記に定める金額のほか、各提携会社規約に従い解約に伴う既払金の分割手数料および当社の実損部分にあたる解約手数料を支払う必要があります。
- (2) クレジットカードによる支払およびクレジット購入契約において発生する支払手数料等は、お客様の負担になります。

## 第7章 注意事項

### 第17条 旅券（パスポート）について

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に際して有効かどうかの確認、旅券の取得は渡航までに

お客様の責任で行っていただきます。当団体では、責任を負いかねますのでご承知ください。

## 第 18 条 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所ホームページでご確認ください。

日本国内とは衛生状態が異なりますので、健康にはご注意ください。

## 第 19 条 海外危険情報について

- (1) 渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。必ず外務省の「外務省海外安全ホームページ」等でご確認ください。
- (2) 研修施設または宿泊施設外におけるお客様自身の安全は、お客様自身で確保して頂くことになり、当団体は責任を負いかねます。日本国内とは治安状況が異なりますので、十分にご注意ください。

## 第 20 条 個人情報の取扱

当団体は、お客様から頂いた個人情報を、本契約履行のため必要な範囲で利用させていただくほか、商品・サービス・イベント等の案内のために利用させていただき、それ以外の目的では利用いたしません。

## 第 21 条 18 歳未満のお客様の外出及び外泊について

18 歳未満のお客様については原則外出禁止とします。

ただし成人のお客様の付き添いがある場合は 22 時までの外出は許可するものとします。

また、18 歳未満のお客様の外泊に関しては保護者（近親者）の同伴がある場合のみ許可するものとします。

万が一規約を守らずに、外出・外泊した際にトラブル等が発生した場合、当団体は関知しないものとします。

# 第 8 章 雑則

## 第 22 条 一般義務

お客様には、次の各号を遵守して頂き、留学プログラムの円滑な運営に協力して頂きます。

- (1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- (2) 別途定める学校、宿泊施設等の各種規則にしたがって行動すること。

## 第 23 条 緊急連絡先

- (1) お客様には、申込書に緊急連絡先を必ずご記入頂きます。
- (2) 万一の事故などの場合、お客様の同意なく、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡することがあります。

## 第 24 条 領収書

- (1) プログラム料金を銀行振り込みでお支払の場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書にかえさせていただきます。
- (2) 別途当団体からの領収書が必要な方は担当までお申し付けください。

## 第 25 条 契約の解約について

留学をキャンセルしたい場合は書面によりその旨をご通知ください。キャンセルを通知した日から留学開始日までの残存日数により、キャンセル料が発生します。

解約の申し出時期	キャンセル料
(1) 申込日から起算して 8 日目まで	0 円
(2) 申込日から起算して 9 日目以降で 留学開始日の 1 カ月前の前日まで	40,000 円 + 留学キャンセル実費
(3) 留学開始日の 1 カ月前から留学開始前日まで	60,000 円 + 留学キャンセル実費
(4) 留学開始当日以降	全額

※留学キャンセル実費とは、留学先での活動や滞在先等のキャンセル規定により申込者が負担しなければならない費用をいいます。

※申込日が留学開始日の 1 カ月以内の場合におけるキャンセルは(3)が適用されます。

※上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の申し出は翌日の届出とみなします。

## 第 26 条 規約の変更

本規約の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは個別のお客様の同意を得ることなく、本規約および個別規約等を変更することができるものとします。変更に当たっては、その効力発生時期を定め、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を当団体 WEB ページにて、効力発生日以前に合理的な一定期間をもって告知します。